

# 岐阜県公報

## 目次

企業管理規程

岐阜県公営企業組織規程の一部を改正する規程

(水道企業課)

ページ  
一

号外 ( ㊦ ) 平成二十年四月一日

## 企業管理規程

岐阜県公営企業組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県企業管理規程第一号

岐阜県公営企業組織規程の一部を改正する規程

岐阜県公営企業組織規程(昭和四十六年岐阜県企業管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「特命する事項」を「特命事項」に改める。

第六条第一項中「総務課、工務課、施設第一課、施設第二課」を「総務課、企画管理課、施設課」に改める。

第七条第一項の表工務課の項を削り、同表施設第一課の項を次のように改める。

企画管理課	
一	所内の技術的な企画及び事業調整に関する事。
二	東濃地域における送水施設の維持管理に関する事。
三	東濃地域における送水業務に関する事。

第七条第一項の表施設第二課の項中「施設第二課」を「施設課」に改め、同条第二項に次の一号を加える。

三 東濃西部送水幹線事業に係る施設の建設に関する事(岐阜県東部広域水道事務所川合浄水場に限る。)

第八条第一項中「置き、職員をもって充てる」を「置く」に改める。

第八条の二第一項及び第二項中「及び参事」を削る。

岐阜県公報 号外 毎週

( 火曜日 )  
( 金曜日 )

発行

( 休日 )  
( ときは翌日 )

平成二十年四月一日

